

令和5年度第2回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和5年7月28日(金)9時30分から10時30分まで
開催場所 及び出席者	本庁舎 第1会議室 ○審議会委員(湯沢委員、佐藤委員、眞庭委員、居村委員、高橋委員、佐藤委員、杉浦委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第3号について、許可相当とする。 議案第4号について、許可相当とする。 議案第5号について、許可相当とする。 (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 令和5年10月6日(金)9時30分から

令和5年度第2回太陽光発電設備設置審議会での意見等

(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等	回答等
1	営農型で栽培する作物は？ (議案第3号)	にんにくを栽培予定である。
2	事業区域に砂防指定地が含まれているが、安全対策はされているか？ (議案第3号)	砂防指定地内にパネル等を設置しないことから、安全性を脅かすものではないため、特段の安全対策措置はとっていない。
3	事業者変更認定申請中とあるが問題はないのか？ (議案第3号)	市の手続き上問題はないが、変更認定許可がおりた際は、その証拠書類を提出するよう事業者へ依頼をする。
4	事業区域に埋蔵文化財包蔵地が含まれているが、届出をすれば事業は可能なのか？また、実際に埋蔵文化財が発掘された場合はどうなるのか？ (議案第4号)	届出をすれば事業は可能である。仮に埋蔵文化財が発掘された場合、その種類や規模によって対応は異なるが、工期等に影響が出る可能性はある。事業者はそのことを了承の上、事業をしている。
5	工事用車両の進入路は？ (議案第5号)	事業区域に繋がる市道及び橋は、工事用車両が通行するための幅員が十分にある。

6	河川の増水による被害は想定されないか？ (議案第5号)	事業区域の大半は河川保全区域に指定されており、太陽光発電設備を設置する際は渋川土木事務所への許可が必要となる。河川の増水等による被害対策については、渋川土木事務所の助言に従い施工するよう、事業者へ依頼している。
7	近隣住民説明会の書面開催について、事務局の見解は？ (共通)	新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことを受け、事務局としては、原則対面で説明会を開催するよう事業者へ依頼している。しかし、自治会長等から感染対策のため対面は避けたいという要望があった際には、書面開催もやむを得ないと考えている。